

入札監理小委員会  
第378回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第378回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年9月16日（水）17:07～19:19

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○書面によるデータエントリー業務（特許庁）

○国際出願に関する書面等のデータエントリー業務（特許庁）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（特許庁）

審査業務部 出願課 高木課長、山崎課長補佐、総務部 総務課 永井企画調査官、

審査業務部 出願課 国際出願室 田上室長、大久保課長補佐、永井課長補佐

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第378回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、「特許庁の書面によるデータエントリー業務」、「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務」の実施要項(案)についての審議を行います。

最初に、特許庁審査業務部出願課課長高木課長より、事業の実施要項(案)について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は両業務合わせて30分程度でお願いいたします。

○高木課長 紹介ありがとうございます。特許庁出願課、高木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の「〈参考〉登録情報処理機関の拡大に向けた対応」という1枚紙で書面のデータエントリー業務について、現行の事業の運用、そして特許庁が検討してまいりました新たな事業運用について説明させていただきたいと思います。

本データエントリー業務につきましては、特許庁のペーパーレス計画に基づいて、特許・実用新案の電子化が開始されました平成2年12月から同時に開始されております。

法律につきましても、電子情報処理組織の使用等によって工業所有権に関する手続の円滑な処理、工業所有権に関する情報の利用の促進を図るためといたしまして、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」、略して特許庁では特例法と言っておりますが、これを定めておりまして、今回話題に上がってきます登録情報処理機関についても、やはり特許の権利を扱う、これを電子化するというところで、電子化の精度あるいはセキュリティー関連がきちりしていなければいけない、重要であるということによって定められております。

では、早速、ペーパーのほうですけれども、まず、上のほうが現行の運用です。下が対応後ということで順番に説明させていただきたいと思います。

現行ですが、見てお分かりのとおり、単年度契約でございまして、前年12月ぐらいに実際に公告をやり、入札して、審査をして、4月1日から年度内3月末までの契約ということで、単年度契約で行っております。

書面のデータエントリー業務につきましては、発注単位は、国内出願に関する書面及び国際出願に関する書面ということで、2つの事業から成り立っております。

簡単に、国内、国際というところで御説明いたしますが、まず、国内出願と言っているものは大きく4つ、特許、実用新案、意匠、商標、これについて国内で権利を取得するために国内法に基づいて国内及び外国から出願されたものを扱うものであります。

国際出願については、特許協力条約に基づいて出願されたものでありまして、性格はちょっと違うのですけれども、この中でも本データエントリーの中では大きく2種類ございます。1つ目としては、後ほど説明させていただきますけれども、日本を窓口として国内を含む外国で権利を取得する出願、これを受理官庁、2つ目として日本国以外の国や機関を窓口として日本で権利を取得するための出願、これを指定官庁と呼んでおります。

この図の中で登録情報処理機関の申請手続から登録というところがございますけれども、これについては入札の要件となっております。委員会からの前回の指摘では、ここの部分

について、実際、登録して入札したのだけれども、事業がとれない、そういったリスクがあるのではないかと御指摘を受けているところでございます。

続きまして、公物管理等分科会からの御意見と、民間事業者からアンケートもとりまして、その結果を踏まえて、特許庁で検討してきた対応ということで説明させていただきます。

まず、同じような流れが2本あるのですけれども、国内出願と国際出願の2つの流れを書いております。基本的には流れ自体は全く同じ内容でございます。違うところは、この後に説明させていただきます要項で中身が変わってくるといった形です。スケジュールとか、そういったところについては同じと理解していただければと思います。

まず、発注単位ですけれども、これについては、国内を2分割、国際を2分割ということで計4分割にしております。

国内については、特許・実用新案系、これがXMLフォーマットになっております。意匠・商標系については、電子化のフォーマットがSGMLということで、プログラムを事業者が作る時に2つに分けておけば、どちらか一方が通ったとしても、データエントリープログラムを準備する上で楽ではないか、両方ともそろえなくてもXMLだけやりたいとかという事業者がいれば、そちらでも入札できると考えております。また、これはアンケートでもそのような形で回答をいただいております。

国際についても2分割してございまして、受理官庁と指定官庁の2つに分けております。2つに分けた理由としては、やはりデータ量が多いというところもアンケートから出てございまして、国内であれば半分ぐらい、国際であれば3分の1ぐらいの規模であれば事業ができるといったアンケート結果もございましたので、アンケート結果を反映させてもおります。

2つ目に、登録情報処理機関の登録時期でございますけれども、ここも大きく変えたところでございます。今までは入札の前に登録情報処理機関に登録されていなければいけなかったのですけれども、実際は、公告、入札審査で落札者が決定した後から準備に取りかかっていただけいいとしております。時期としては平成28年9月ぐらい、半年ぐらい前には登録していただこうと思っております。この登録につきましては、特例法で定めておりますので、その定めに従って、法的要件については維持しつつ登録時期を契約後としているということで、ここについてもリスクは減らしていると思っております。

3つ目に、契約期間及び業務実施期間については、今もそうですけれども、単年度のところから5年契約ということで、5年間のうちのまず初年度、一番最初の平成28年4月1日の契約から1年間、このところにつきましては、準備期間として登録機関になってもらうとか、あるいは応札した事業のデータエントリープログラムをつくっていただくとか、そういったことをしていただくために準備期間を設けて、実際の事業については2年目から5年目、計4年間の事業を実施していただくということで考えております。

下のほうに入札審査がございましてけれども、これについては総合評価落札方式で実施し

ていきたいと思ひます。詳細についてはこの後の実施要項説明のところて説明させていた  
だきたいと思ひます。

法令に規定する登録要件の確認でございますけれども、説明が重複してしまひますが、  
契約者が決まってから登録機関になつていただくというふうて考えております。

簡単に御説明させていただきましたけれども、入札プロセスの変更は大きく4つあると  
思ひます。1つ目は、発注事業を2つから4分割にした点、2つ目に、契約期間を1年か  
ら5年にした点、3つ目といたしましては、事業実施までの準備期間を1年設けさせてい  
ただいた点、4つ目が、登録情報処理機関としての登録については契約後可能にした点、  
こういったことによつて複数の事業者が入札可能になると考えております。

それでは、早速、次に、国内出願の実施要項について、当方の山崎補佐のほうから説明  
させていただきます。

○山崎課長補佐 山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、説明に当たりまして、今回、4つの入札実施要項(案)をお諮りさせていただいた  
ところてございます。

分割しているという事情がございまして、共通している内容が多うございます。したが  
いまして、資料A-2で全体を御説明させていただきつつ、A-3、B-2、B-3につ  
きましては、その差分となる部分を御説明させていただくという形で御了承のほどをどう  
ぞお願ひいたします。

また、説明に当たりまして、各入札実施要項(案)の右下のところて少し大きいフォント  
で数字を通し番号で振りました。何ページをご覧くださいという話をさせていただくのが  
多うございますけれども、このページ数を目安に御参照いただければと思ひます。どうぞ  
よろしくお願ひいたします。

それではまず、資料A-2「書面によるデータエントリー業務(特許・実用新案)に関  
する民間競争入札実施要項(案)」について御説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。これが本要項(案)の構成でございます。指針に沿ひまして全  
14項目と別紙1から5の形で構成をしております。先ほど差異がある部分がございますと  
いったところは、ここで申し上げます「2. 業務内容等」というところがそれぞれ4つの  
実施要項(案)で差分となるところです。ほかの部分につきましては共通事項というところ  
で同じになりますので、そういう形でお考えいただければと思ひます。

それでは、内容のほうに参ります。3ページをご覧ください。

「1. 趣旨」は、公共サービス改革の基本方針というところて、説明は省略をさせてい  
ただきます。

「2. 業務内容等」のところてございます。本件の事業につきましては、特許庁では出  
願等手続を受けたときに、今、全部、コンピューターで処理するという形で行政を執行し  
ております。その中で、紙で手続されるお客様に対して、その紙の文書を電子ファイルに  
記録する、そのためにデータエントリーを行う、ここが本筋の一番の肝でございます。

ただ、(1)の「なお、本業務を実施する民間事業者は、特例法第19条第1項の規定により登録を受けた者」という、ここが本事業の特性となっております。この登録情報処理機関の御説明につきましては、後段の10ページに記載してございますが、これは後で詳しく御説明をさせていただきます。

「(2)業務の詳細の内容」でございますけれども、大きく3種の業務を取り扱っていただくことを考えております。

4ページの「④書面による申請手続の情報処理業務」が1つ目の業務種別でございます。特許と実用新案に関するさまざまな手続書類がございますけれども、それに対して早期管理情報を入力していただく。これはイの2)のところにかかわってくるのですけれども、最終的には全部をきちっとテキスト化して入力するというのが業務の終わりでございますが、ここで早期管理情報というのは、そのうちの2)にございます出願番号が記載されている書類の受付日、書類名等、いわゆる簡単な情報を最初に入力していただいて特許庁のほうへ納品していただくという処理がございます。

なぜこういう処理をするかと申し上げますと、審査官が審査する際に、特許になるかならないかという判断をするのですけれども、出願人のほうからその特許に対して補正をしたいとか自発的に申し出があるところがございます。審査官は補正を見てから結論を出すということで、そのタイムラグを防止するため、一度出した処分が実は補正が出ていたというようなことがあると非常に非効率になるところでございますので、まずここで書類が出ているという情報を特許庁に記録させていただきまして、審査官がより効率的に審査できるような体制を整備するというところで、これを早期管理情報と申しておりますけれども、これをまず入力していただきます。

その後の作業でございますけれども、これは4ページから5ページにかけての内容をポイントで申し上げますが、出された書類を請負事業者においてイメージ化して、さらにそれをテキスト化して、電子全文を原本とみなす形に最後までいくわけですけれども、その形で最終的に納品していただくという流れをここに記載しております。

5ページ目のDE班のところでございますけれども、現状では、特許庁においては6日間で発注から納品までを確保しているところがございます。これは、祝日、休日、特許庁の閉庁日は除いております。もちろん、請負事業者においても6日間というのは、この日を外す形での6日間を設定して発注から納品という形でございますが、ただ、出願によって、例えば化学の出願によってはミカン箱1つぐらい大量に出てくる場合がございます。それを6日間でやれというのは現実的ではないことから、ここはちょっと曖昧さがあるところがございますが、例えば1件当たりのページ数が膨大な案件というのは、その物量を見つつけ事業者と相談して納期を決めさせていただくということがございます。一律で6日間を課すということではないので、そこを明記させていただいたところです。

3つある業務種別のうち、2つ目に参ります。6ページをご覧ください。「②原願及び援用の情報処理業務」でございます。ここは、法令に基づいた細かいテクニカルな作業な

のですけれども、まず、原願ですが、例えば意匠の出願をその後、特許の出願に変更したい、実用新案の出願を特許出願に変更したい、そういうケースがございます。例えばタイヤの溝のデザインで出願されたものを、撥水性とか非常によく特許で取りたいというので変更する場合があるのですけれども、そういうケースのうち、変更先の出願は新出願で特許になるわけですが、そのうちの原願はもとの意匠の出願ということになります。

データエントリーでなぜそれをやらなければいけないのかというところがございますけれども、原願たる意匠の出願がまだ電子化されていないものというのが実はございます。意匠の電子化が始まりましたのが西暦2000年でございます。2000年以前の出願を変更する場合、これは紙でしか庁内に残っておりませんので、その電子化を改めてして、特許のほうに反映していくという作業がございます。これは少し特殊な処理でございますが、業務的には原願及び援用の情報処理業務と分けさせていただきました。

援用というのは、6ページのニの2)のところで図面等を援用する場合がございます、これを原願から新しい出願のほうへ引っ張ってくるというようなカット・アンド・ペースト的な作業がここに入っております。それを明確に書かせていただいた次第です。

3つ目が7ページの「③課金業務」でございます。課金業務は、出願人から書面で提出された場合、特許出願の場合というのは1万5,000円を出願手数料として特許庁に納付します。冒頭申し上げたとおり、オンラインで出願される方もいれば、紙で出願される方もいらっしゃる。紙で出された方の電子化するための費用については別途出願人の方に御負担いただくという施策をとっております。それによってオンライン出願を進めていくというインセンティブにもなるわけですが、紙で出された方については、出願手数料とは別に電子化手数料、これは政令で定められた額でございますけれども、1件につき1,200円、書面1枚につき700円を加えた額を頂戴しているところでございます。この手数料は、あくまで電子化に係る費用でございますので、冒頭申し上げた登録情報処理機関の収入にしてよろしいと法令で措置しているところでございます。この収納業務をさせていただくというところを③に書いた次第です。

「ハ. 補正指令後の電子化手数料通知の発送」でございますが、出願人全てが一回でお支払いいただく方ばかりではなくて、特許庁は35日程度お支払いの期間を待つのですけれども、そのときにお支払いいただけなかった方については、特許庁から補正指令という形で料金を納めてくださいという通知を行います。それによって、請負事業者たる登録情報処理機関から、その指令とともに、再度、支払いを求める電子化手数料通知書というのがございますが、二度目の通知書を発送させ、納付書を送らせていただきます。最終的にお支払いいただけない場合は出願自体を却下処分ということで、なかったことにさせていただくという処分を特許庁から行うこととなります。その流れの一端を担っていただく。お金の収納業務で、処分等は行政庁たる特許庁のほうで行いますが、そういう業務がございます。また、再通知については、後ほど御説明申し上げますけれども、別紙3の現在の既存事業の情報開示の中の件数等に基づいて、想定、年1,500件ぐらいが再通知案件になると

いうところで記載させていただきました。

「(3) 納入物」でございます。それぞれ3種の業務で作られた、いわゆる成果物でございますけれども、これを事業者から特許庁へ御納品いただくというところで、納品物を具体的に定義させていただきました。

8ページの「(4) 発注及び納入」でございます。「行政機関休日法に定める」と書いておりますが、お休みの日を除いて発注と納品を行います。

①の発注と納品日につきましては、特許庁が発注する際に発注伝票に明確に記載させていただいて、納品日までにに入れていただく。現状は6日間と先ほど申し上げたところですが、そこには土日、休日は含まない形で6日間を設定させていただき次第でございます。

②の料金情報データは、先ほどの課金業務の35日後にというのがここに書いてあるところでございます。ここで、35日たったものについて特許庁へお知らせいただくというものでございます。

「(5) 貸与物件」です。事業者に貸与する物件として「① 受付袋」「② 原願包袋」とありますけれども、受付袋と申し上げますのは、紙で手続された書類そのものをビニール袋のもう少し大きいものに入れて事業者にお渡しするビニール袋の総称で、受付袋というスペシャルワードで申しわけないのですけれども、受け付けた手続書類を入れるものです。原願包袋は先ほど申し上げた原願でございます。

③④⑤にデータエントリー電子化規準書というのがございます。8ページの一番下に参考と書いておりますが、これは、具体的に各手続書類をどのようにしてデータを作成すればいいか、技術的にどういう打ち方をするのか、XMLですと先頭にタグをつけたりするわけですけれども、その基準を事細かに記載したものです。

本日の御審議に当たりましては、あまりにもページ数が大量でございますので、中身については、技術的な内容で一般のDEを業とする事業者であれば見れば分かる内容で、サンプルでこんな感じというのをお持ちしたのですが、これが6冊ぐらいあります。そこを見れば、そのとおり打っていただければできるというものは当方で用意しております。これからこの事業を御審議いただきまして、進捗していく中でパブコメ等もあると聞いておりますが、そういう中でこれは公表してまいる所存でございます。本日は添付しておりませんけれども、どうぞ御了承のほどお願いいたします。

9ページの「(7) 予定件数」でございます。①の(イ)から(ワ)、「② 原願・援用件数」は、平成28年度を準備期間、実際の事業は29年度から32年度の4年間を予定しておりますが、その件数を全て積算しました。全体の件数を申し上げますと合計で約37万件の件数でございます。この件数につきましては、冒頭御説明申し上げましたが、事業者のほうに事前にアンケートを実施させていただきまして、どのくらいの件数が適切な規模であるのか、また行政執行側としても、ある程度業務効率も考えつつ、両方のバランスがとれたところで発注をさせていただきます。この件数は、複数の事業者が十分に対応可能であるとお答えをいただいたところでございます。その答えにつきましては、3月だと記憶しておりま

すが、公物管理等分科会のほうにアンケート結果とともに御報告させていただいた次第です。

10ページに、本事業の特性でもございます登録情報処理機関ということを書いております。さきの公物管理等分科会でも御助言や御意見等を賜ったところでございますけれども、特許庁の取り扱っている情報は先端技術であり、未公開の情報であるというところに特性があります。また、請け負う事業者においても、どこからか差配を受けているようなことがないこと、業務を確実に実施していただくこと、これは法令の中に条文で明定してございますけれども、勝手に途中でやめることや国益を失うというところとちょっと大げさかもしれませんが、機密情報が漏えいしたり、ちょうどあの当時、ベネッセの漏えい問題があったところでございますが、そういうことは絶対にあってはならない。そこには、事業者にも公正性が求められる。もって制度への信頼を受けてきちっとした行政を執行していく、それを損なうことがあってはならないというところで、先ほどの特例法の中にこれらの措置を明定しているところでございます。事業者におかれましては、これを理解して守っていただくということが課せられるわけでございますが、これは情報漏えい罰則規定まで特例法の中に設けられております。情報機密の漏えいには当方においても非常に気を配っているというか、絶対にあってはならないというところでございます。

10ページの下から11ページにかけての②の登録情報処理機関については、今までは入札時の資格要件に明確に規定させていただいたところですが、この市場化テスト導入に当たりましては、入札時にはその要件は問いません。契約が成った後に、以降1年間、事業実施までの間にいろいろな準備をしていただく。その一つに、登録情報処理機関の法的要件についての申請を行ってもらって登録をしていただくというところ、それから、機材等の準備も事業を始めるまでに当然でございますが、ここは事業者の選好の余地だと考えておりますが、1年間のうちに準備して、明けた平成29年4月から事業執行できる形を整えていただければいいということでございます。

12ページの「4. 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質」でございます。我々が重要視しておりますのが、一つはデータが正確であることです。なぜかと申し上げますと、例えば「自動車」と入力しなければならないところを「自転車」と入力された場合、権利範囲等が大きく変わってしまいます。その結果によって権利の得失に影響するものでございます。

特許庁といたしましては、データ精度の維持というところ、それから、法令上は、電子化されたものについては原本と同一と推定するという規定を置いて、電子化されたそのものを原本と推定するという形で審査等を行うため高い精度を求めています。10のマイナス6乗程度、100万文字に1文字という確率でございます。ただ、ここで「程度」と申し上げているのは、では100万文字に2文字あったらだめなのかというのは、そこは直してもらえばいい、法令上も見つけた場合直せるという措置はあります。あまりそれが頻繁に起こるようだと権利の不安定等につながりますので、登録情報処理機関になる瞬間にはここ

は見させていただきますが、その後については、2文字あったら登録情報処理機関たる資格を取り消すのかということ、そういうところまではございません。そこは直してください。ただ、それが目に余るような事態になれば、サンプルをチェックするとか、少し細かい指導等へ進めていって、データ精度を維持してまいりたいと考えております。

「(2) 納入スケジュール」でございます。行政を執行していく観点において、出願人、代理人の皆様においては早く権利化してほしいというのが分かりやすい一つの施策目標でございますので、達成するためにそんなに時間を長くかけられない。非現実的な発注をするつもりはございませんけれども、先ほど申し上げた6日間で出願書類のデータエントリーをお願いする。

「(3) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」を講じる。これは先ほど御説明したところなので省略いたします。

「5. 実施期間」でございます。平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。その間に、当初の1年間については準備期間とします。準備期間から事業開始まではこういう形というところを明確に記載いたしました。

13ページの「6. 契約の形態及び支払方法」につきまして、本件は請負契約とさせていただきます。お支払いの方法は、原則、毎月行う形です。ただし、事業の1年目は準備期間で納品物がないことがありまして、事業の2年目から、具体的には平成29年5月からお支払いします。お支払いする金額の内容につきましても、請負なので1件幾らという形でございますが、今回、分科会のほうからも、初期投資の回収について工夫検討してくださいという御指摘がありましたので、ここは固定費と単価の両方でお支払いできるような形をとりまして、よりコスト回収がしやすいように工夫をさせていただいた次第です。

14ページの「7. 入札参加資格等に関する事項」は、入札参加資格の縛りが(1)から(8)まででございます。

(4)の②でございますが、今回、競争参加資格としてD等級に格付された方についても参加できるようにしました。今まではA、B、Cでございましたが、Dの方につきましては、同等以上の仕様の役務を履行した実績を求めさせていただくこととなります。この根拠は、(4)の①の「経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」の第17条の2にあります、予定価格に対して2等級下の者、この案件の予定価格は現時点では分かりませんが、例えばAとすればBとCまでの参加資格ということになりますが、この17条の2を適用することで契約担当官が認めれば、その下の等級まで入れるということで、これを弊庁の財務担当課と協議してDまで入れるようにという形にしました。

(8)は、公的認証ですけれども、JISQ27001またはISO/IEC27001を取得している方、これは業務開始日まで取得していただければいいということで、まさに準備期間をうまく使っていて、これをお持ちでない方もそれまでに取ればいいですという形で設定した次第です。

8の(1)に入札のスケジュールがございまして、12月上旬ごろから契約締結の28年4

月上旬、想定でございますけれども、記載しております。

15ページの「②提出書類」のイでございますけれども、この事業につきましては、総合評価落札方式を採用させていただきます。既に財務大臣協議は調っておりまして、総合評価落札方式を採用するという形で進めさせていただければと思います。現状の事業については公募提案型で価格面というのは見ておりません。この市場化テストにおいては、総合評価で価格と技術の両方を見せていただく形で評価したいと考えております。

「ハ. 遵守証明書」でございますが、後々、事業準備期間中において、9月末までに登録情報処理機関になってくださいというところで、そこで申請書等をお出しいただくことになるのですが、入札においてはそれが守れますという、Dの場合は実績等を証明できる書面、それから、暴力団の関係もございまして、特例法の第18条に該当しない誓約書、これは欠格事由でございますが、あと、19条のところの誓約書、公的認証を取得する誓約書を出していただくことで、本格的な登録情報処理機関になるための審査はこの入札段階では行わないということにしております。

16ページから18ページまでは「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」といたしまして、先ほど申し上げましたとおり、総合評価落札方式を採用させていただきます。

17ページには、配点評価の基準等を書いています。技術点と価格点は3対1で見せていただければと考えております。

18ページ以降は、一般的事項でございます。例えば落札者が決定しなかったときは再度入札しますが、再公告のことを明記しております。

また、請負事業者が特許庁に報告すべき事項等につきましては、19ページに、報告、調査、指示とございまして、ここのところで履行していただく。また、特許庁も内閣総理大臣に対しての評価結果を提出するというのが後段に書いてあるところです。

20ページの「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」の⑥に、認証機関の取得を平成29年4月までにお願ひしますと書いてあります。少しポイントがずれますけれども、以前の業務説明会の中で、この資格を取られているDE事業者が複数者いることは確認しております。一般的なDE事業者にとって非常にハードルが高い資格ではないという理解をしておるところです。

21ページの⑩でございますけれども、この事業は再委託していただいて構わない。再委託は、全部再委託はできないのですけれども、制限をおつけしながら、特にみずからが全てを実施する必要はないので、そこは事業者の選好でどのようにやるかというのはお任せして、再委託はできますと書いております。

22ページの⑬でございます。契約変更に当たって、特許庁は法律に基づいて的確に執行していく観点で、制度改正があるとそれに対応していかなければいけません。今回、5年間の契約期間となる関係から、現時点で大きな法改正があるというのは承知していませんけれども、途中で法改正がある可能性は否定できませんので、法改正があつて新しい手

続書類がふえるとか、件数が変わる等があった場合は、請負事業者のほうに通知して協議の上、契約を変更させていただく、当然、金額についても変更させていただくという形を明記しております。

23ページは、一般的事項というところですが、解除等の取り扱いについてで、特筆すべき点というのはございませんので、説明は省略させていただきます。

24ページの「13. 請負事業の評価に関する事項」では、市場化テストを実施中、実施後において、この事業の評価を内閣府事務局を通じて入札等監理委員会へ御報告申し上げるという点を明記いたしました。

別紙のほうに参ります。26ページ、別紙1でございます。26ページから28ページまでの3ページが評価項目一覧で今回設定させていただいたところですが、先ほど申し上げたこの評価の考え方を大きな視点で御説明させていただきます。2のところでは実施の確実性、ちゃんと納期を守っていくことができるかを見せていただければと考えております。3のところは、先ほど申し上げた品質、電子化の精度を見せていただきます。「4. システム等基盤整備」ですが、審査の段階で準備する必要はございませんけれども、今後1年間の準備期間でそれが準備できるというところを書面で評価させていただきたいと考えております。

28ページの「5. 事業者の体制」でセキュリティーや機密性がどうなっているか、見せていただくということです。6と7につきましては、経営基盤体制とか、独自提案があるかということです。

今、申し上げた事業の実施の確実性、品質、行く行くは登録情報処理機関になる前段としての機材の準備が確保できるかという点については、少し加点のところでは重みづけをして評価させていただくという案を書きました。

別紙2のひな形につきましては、この評価項目をどのような形で表現するかというところを一つ一つ書いたものでございます。これを29ページから47ページまで例として書いております。御説明につきましては、省略をさせていただきます。

48ページから「従来の実施状況に関する情報の開示」でございます。

48ページにつきましては、経費について計上いたしました。経費の考え方においては、これをご覧になった方々が実施要項(案)と照らしたときに想起できるかという観点を考えてつつ、先ほど固定費と1件あたりの金額でお支払いする、または入札書というお話をいたしました。それに整合する形で、固定費、固定費以外の経費を計上した次第です。

49ページの「従来の実施に要した人員」では、実際の人員に加えて、それぞれの作業タスクに応じる作業時間がどのくらいかかっているのかという情報も開示させていただきました。これは後で御説明しますが、53ページに業務フローが載っていますが、ここと整合させる形をとっております。この作業がどのくらいかかっているのかというイメージづけというのがこれでできると考えております。

50ページは、施設及び設備の現状を書いております。特許庁庁舎内に事業所を設け、そ

ここにおいてデータエントリーをしていただきます。国内の出願においては、紙書類原本を外に持ち出さないというところでセキュリティーゲートも設けまして、紙を持ち出さないようにしております。現状の事業におきましては、特許庁から専用線を使いまして、外部事業所も今の事業者はお持ちなのですけれども、そこでデータエントリーを行っているという形になっております。特許庁内の事業所におきましては、賃料は発生しない、水道光熱費も発生しないという形でございます。外部事業所につきましては、これも事業者の選択するところでございますが、新たに借り上げ等をされる場合は物件費として計上していただいております。

51ページの「従来の実施における目的の達成の程度」には、主にどのくらいの件数が予定と実績であったのか、過去3年間を書きました。これは、実施要項本体の予定件数の項目と連動させる形で過去3年間を開示した次第です。ここには平均ページ数も載せました。

52ページは、御説明のとおりでございますけれども、現状でも特許庁が重視している事項、それから、注意事項といたしまして、登録情報処理機関に登録されていなければいけないこと、今までの御説明のお話を既存事業でこういうふうに行っているということ、あと、電子化手数料の通知、課金の収納業務のことを申し上げましたが、ここに実績を載せた次第です。

53ページ、54ページにつきましては、実際の電子化を行っている業務フロー図です。作業時間と連動する形でどのように処理して流していくのか、ビジネスフロー的な観点で書きました。また、54ページには課金収納業務のフローを書いた次第です。

別紙4は「遵守確認項目一覧」です。先ほどの遵守項目、誓約書という中の一つで、ここに丸印の確認を入札時にとりたいと考えているところです。

最後、別紙5は、参考情報的になりますが、電子化手数料は、特許出願料等とは別に紙で手続された手続者の方にお支払いしていただくということで、法令名や件数、また納付までの流れ等を書いております。

以上がA-2の特許・実用新案に関するところでございます。

続きまして、資料A-3を御説明させていただきます。A-3は差分となるところのみで御説明させていただきますことを御理解のほどお願いいたします。

違うところは、3ページの「書面による手続のデータエントリー業務」、業務そのものの取り扱い書面が意匠・商標という形になります。

業務の流れ的には同じ形でございますけれども、6ページの「貸与した電子化原稿については、納入物の引き渡し後」と書いておりますけれども、これは意匠・商標に特有のものでございます。ひな形が添付されていたり、見本であったり、あと、商標は今、音の商標でも手続できますので、音声ファイルがあったり、こういうところが特許・実用と違うところがございます。

援用のところは同じでございますので、差分のところは9ページになります。「(6)予定件数」ですが、取り扱いの書面が違いますので、それぞれ取り扱いの書面を計上させて

いただきまして、全体で4年間で大体20万件という発注になる予定でございます。

10ページの「Ⅱ. 申請人等登録関係書類のイメージ入力業務」でございます。これは何かと申し上げますと、申請人の方が例えば印鑑を届け出るという手続があります。印鑑変更届、住所（居所）変更とか、出願人または代理人の方が持っているそのものの情報を手続していただくことになるのですが、これについてイメージで最終的に取り込むことになりますので、この業務が特許・実用新案のほうにはない業務でございますけれども、この業務を入れております。

12ページの(5)の申請人登録関係書類イメージの予定する件数は、4年間で約28万件と明記させていただきました。

13ページ以降につきましては、同じでございます。

別紙3の51ページの内容につきましては、特許・実用新案と計上している項目は同じでございますが、それぞれに展開されている数字が意匠・商標に特化した形での計上で、流れとしては特許・実用新案と同じでございます。

フロー図についても同様に添付させていただきました。

途中、はしょって申しわけございませんでしたけれども、時間もかかってしまって恐縮でございました。以上でございます。

国際出願のほうは、国際出願室の担当から説明させていただきます。

○田上室長 国際出願のほうは、私、田上が説明させていただきます。

国際出願制度は分かりづらいということなので、一番最後に1枚の紙を入れていまして、国際出願の制度を御説明したいと思います。

上のほうが外国特許庁に対しての直接出願です。外国で特許等権利を取る場合は、その国の言語でその国の様式を使って出願しなければいけないところで、各国にそれぞれ出願しなければいけないということなのですけれども、PCT国際出願という制度ですと、自国の官庁に自国の言語で出願することによって、加盟国は148カ国ありますが、加盟国全部に出願したと同じ状況になります。

今回のデータエントリーで2つに分けているところなのですけれども、国際段階、国内段階と書いております。

国際段階は受理官庁の段階でございまして、国際出願をされた方が、日本はJPOと略語が書いてありますが、受理官庁の日本国特許庁（Japan Patent Office）に出願していただいて、そこでいろいろな方式審査をして、WIPO（世界知的所有権機関）のほうに送付しまして、それで国際公開をします。ここの段階が国際段階で、受理官庁という表現をしております。

その後の国内段階ですけれども、これはWIPOに集まったものをどの国で特許を取りたいかということに対して指定国という形になりまして、そこで特許を取るようになりますのですけれども、その指定国の段階を国内段階と呼んでおります。優先日から30カ月以内に国内書面と翻訳文を日本国特許庁に提出していただくことによって、日本国特許庁のほうで権

利を審査するという形になっております。

国際段階と国内段階の2つに分けた形で今回のデータエントリーの仕様書を書いている状況でございます。

簡単ですが、PCT国際出願のほうはこうなっております。

資料のB-2になりますけれども、先ほどの国内とほぼ一緒なので、違う部分だけ御説明させていただきたいと思っています。

資料B-2は、国際段階の受理官庁のほうでございます。2ページに用語解説として、国際出願は、IB書類、AP書類、SA書類、いろんな訳語が飛び交いますので、その補足を入れている次第でございます。業務説明等来られた方にはちゃんと説明する予定でございます。

国内と違うところを御説明していきます。「2. 業務内容等」が違うのですけれども、6ページ目の口ですが、何を電子化していただくかというところで、願書、AP書類、IB書類とか、国際出願特有の書類がここに出てきております。あと、期間が書いてありまして、願書からPCT中間書類、2日とか5日とか、条約を守れるような期間でデータエントリーをしていただくことになっております。日本語願書というのは、後で説明いたしますけれども、これは別口でして、時間がかかるようになっております。

7ページ目の予定件数として、このような件数を出しております。毎年10万件ぐらい、4年間で40万件ぐらいになる予定でございます。

先ほど言いました日本語願書のXML化ですけれども、なぜ時間がかかっているかといいますと、条約上、規定以内にWIPOのほうに書類を送らないと出願日が確保できませんので、その出願日確保のための情報は全部出しますというのが1点目です。あと、国際調査といまして、先行技術を日本国特許庁のほうで調査しなければいけないので、先行技術調査ができるような状態にするということで、日本語XML化は、時間的に余裕が多少ありますので、時間をかけてデータにして、そこで先行技術リサーチができるような状態にしておくものでございます。

受理官庁のほうは、もう1点、違いがありまして、課金業務が存在しません。なぜ課金業務が存在しないかといいますと、国際的にいろいろな手数料が決まっております、日本の課金の手数を定められない状況になっております。ただし、オンライン化を進めるためにちょっと違う方式を使っております、電子で出された方は料金を割り引いて出願できる状況になっていまして、紙で出された方は基本的な料金を払っていただくということで差別をしている状況でございますので、受理官庁のほうは課金業務が存在しないというところでございます。

後は、これも国内とほとんど一緒です。

別紙3、44ページ以降は、件数、物品費、その辺の違いが出ております。これも件数が違うだけで、中身はほとんど一緒でございます。

最後に、課金業務がないので、課金の部分は評価とか何もないのが受理官庁のほうでござ

ざいます。

もう一つ、指定官庁のほうを説明させていただきたいと思っております。資料はB-3です。

ここも違いだけを言いますと、めくっていただくと用語解説がついておりますが、6ページ目まで行っていただきたいと思えます。ここも国際出願特有の書類名がいっぱい出ていまして、国内書面、IB書面、こういう書面になっております。これも日付や期間がありまして、こちらは割と日付的に長いように見えますけれども、こちらは全情報をいろいろと集めて、審査に耐えられる情報をつくらなければいけないので、それなりの期間を要している状況でございます。

7ページ目に予定件数が出ております。各年度70万件ぐらいありまして、件数が多く見えますけれども、国際公開・国際調査報告等と一番下のリクエスト管理ファイルは機械処理の件数でございます。手間がかからない状況になっていまして、それを抜くと年間30万件ぐらいのデータエントリーの量になっております。

こちらも別紙3、46ページ目以降に違いがございます。47ページ目の「2. 従来の実施に要した人員」の下のほうに注意事項があるのですが、国際公開調査報告書及びリクエスト管理ファイルは機械処理のために人的作業時間はないと書いてあります。こちらは、国内の法律にのっとりた手数料関係になりますので、こちらのほうは電子化手数料の課金業務が発生します。国内段階のほうは課金業務があるという制度になっています。

早口で申しわけないですけれども、国際段階についての違いはこういうことになっております。

○高木課長 済みません。長くかかってしまいましたけれども、説明させていただきました。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。公募の事業を総合評価の要項にまとめるのは非常に大変だったかと思えます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)について御質問、御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

まず、1つ目なのですが、先ほどXMLとSGMLの違いがあるとおっしゃっていたと思えます。もともとそれぞれ違う言語で書き分けている理由はどんなものがあるのでしょうか。XMLでなぜ統一しなかったのかという質問でございます。

○永井課長補佐 国際出願室の永井と申します。私のほうから回答させていただきたいと思えます。

これは開発時期の違いがあります。もともと特許・実用というのは独自のフォーマットを使っておりました。現行のXMLではない状況でございます。その後、意匠・商標を開発したのですが、その当時、最新の技術水準的にはSGMLでした。XMLの最終的な規格がまとま

ったのは1999年でした、意匠・商標の開発に間に合わなかったので、SGMLを使用しました。一方で特許のほうは、特許庁独自のフォーマットを使っていたのですが、世界的に特許のフォーマットを統一しようということでXMLにいたしました。将来的には意匠・商標のほうもXMLのほうに統一したいのですけれども、なかなか予算等の問題もございますので、今のところは、特許・実用はXML、意匠・商標はSGMLというフォーマットになっております。

○辻専門委員 分かりました。続いて、よろしいですか。

今回、登録情報処理機関への登録というのがあると思うのですけれども、新しく入札をしようとする会社からすれば、どれぐらい手間がかかるのか、どれぐらいコストがかかるのかという部分、かなり関心の対象になると思います。

これについて実施要項を拝見しますと、資料A-2の11ページ目でございますが、電子計算機について、電子化規準書等に基づいて、要件がいろいろ書かれています。さらに、プログラムについても電子化規準書等に基づいてプログラムを備えつけよと、そして、先ほどお示しになったとおり、電子化規準書というのは数千ページにわたるような非常に詳細なものと伺っておりますが、おそらく初めて手を出そうとする方々からすれば、2,000ページにわたる内容を全て精査した上で、必要十分な要件定義をした上で、物をそろえる必要があると思います。そのときに、かなり手間がかかって大変だと考えると思うのですが、このあたり、例えばなのですけれども、現行の事業者が使っているコンピューター機器は具体的にこういうコンピューター機器を使っているとか、現行の事業者が使っているプログラムは具体的にこのプログラムを買ってきて、このあたりをちょっといじって使っているとか、そのあたりまで詳しく開示いただけると、新規参入業者も自分のところでそれを買って備えつけば受かるのだなという判断ができると思うのですが、このあたり、そのようなお考えをなさる予定はあるでしょうか。

○高木課長 まず、機器プログラムのところなのですけれども、特にプログラムについては、結構、実際の精度を上げるためであるとか、そういったところで独自で持っているノウハウが入っている部分がありますので、プログラムについて開示するというのは非常に厳しいと思います。

また、機器についても、これは事業者に相談するというところもありますし、基本的には外とつながってはいないのでございますけれども、セキュリティーの観点からしてここを出せるかどうかというのは、現段階ではすぐ出せるという回答はできないですね。検討して、ここはまた回答させていただくという形でよろしいでしょうか。

○辻専門委員 現時点の課題としては、新規参入業者はこの数千ページにわたる要件を精査した上で、何を買うか、どんなプログラムをつくるかという部分は自分の頭で考えなければならないということですね。

○高木課長 はい。

○辻専門委員 分かりました。続いて、よろしいですか。

○山崎課長補佐 今の点で補足させていただきますと、数千ページにわたる仕様書につき

ましては、業務説明会で既に事業者にお渡しをしてございます。今回、アンケート結果がというふうに、私、申し上げたところの事業者は、全てその仕様内容を読んだ上で半年間で準備できるという回答でした。アンケートをとる際に、当然そこを知っている事業者、またデータエントリー業界を使いましてアンケートを行ったというところは補足させていただきます。

以上です。

○辻専門委員 続けてよろしいですか。ちょっと細かいのですが、達成すべき質として10のマイナス6乗というキーワードがあると思います。100万文字に1文字と伺っておりますが、これも新規事業者からすれば結構厳しいと考えるかもしれません。それで、まずお伺いしたいのは、今なさっている現状の事業者さんは100万分の1という要件は満たして事業をなさっていらっしゃるのでしょうか。

今回、入札に勝ち残った事業者は10のマイナス6乗がちゃんと達成できるかという試験を多分受けると思うのですが、そのときにその事業者は1年目に最低限100万文字についてのテキスト化を行って、手間を払って、その上で、私たちは100文字、1,000万文字についてテキスト化をしたところ、100万分の1以下の誤差におさまりましたという実地試験、そういうものをする必要があるのでしょうか。

○高木課長 実際の試験については、実データに近いデータをお渡しして、プログラムができた段階で実際にデータをつくってもらって特許庁で検証するという事を考えております。

○辻専門委員 分かりました。

あと1点だけ、私のほうから最後なのですけれども、同じくA-2の10ページ目でございます。これもおそらく今回の事業の質の確保のかなり重要な部分だと思うのですが、もしもこれが業者から漏れたら国益にも関することだと私も理解いたしますので、厳密な守秘義務が必要だとは考えるところなのですが、今回、罰則があると伺っております。今回の法令上の罰則というのは大体どれぐらいの罰則があるのでしょうか。懲役何年とか、罰金幾らとか、そういう話でございます。

○永井課長補佐 今ですと1年以下の懲役または50万円以下の罰金です。

○辻専門委員 国家公務員法上の守秘義務と同じぐらい。

○永井課長補佐 基本的には同じです。

○辻専門委員 威嚇力として、もちろん刑事罰という点ではあると思うのですが、刑事罰以外に、10ページでは契約上の担保だけでは不十分という記載があるのですけれども、契約上の担保をより強化する方向で検討していただいて、例えば損害額の立証を不要とするような違約罰にするとか、すごく大きな額の違約罰にした上で、あまりハードルを上げると競争性が阻害される可能性があるのですが、受託業者の代表者とか、そのあたりを連帯保証人にするとか、そのあたり人的保証の縛りをよりつけるという方向で検討する

ことはいかがでしょうか。

○高木課長 今おっしゃられた分については検討していきたいと思います。

○辻専門委員 ありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

大きく4点あります。

まず、1点目なのですけれども、支払い方法につきまして、A-2の13ページのところでも、固定費プラス単価掛ける納入件数ということで、今回、固定費は業務開始から契約終了までの4年分について毎月分割してお支払いになる。その際に、請負契約なので初年度分についてはお支払いが難しいという御説明があったかと思います。今回、D等級の事業者も参加できるようにしておりますので、中小の企業にとって初期投資を初年度全くお支払いしないというのは、なかなか参加が難しい面もあると思います。例えば、初年度については事業報告書を求められているというのもありますので、機器やプログラムといった現物確認ができるものについて、納品に向けた中間払いのような形で少し支払い方法を工夫することができないのかということはずいぶん御検討いただければと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○高木課長 支払いのところについては、さっきも御説明させていただいたのですけれども、初年度は何も特許庁が事業としてやってもらっていないので、払う予定はないですね。やはり2年目から毎月、実施した事業に応じて支払いするというように考えております。

○川澤専門委員 中間払いみたいなものも難しいということなのですか。納品に向けた中間払いという形ですね。事業者の希望にもよると思うのですけれども、大手の事業者の場合、特にそういうものがなくても別に問題ないと思いますが、仮に希望があった場合に、そういうことが協議の上、何らかに対応いただけるかどうかというところを。

○高木課長 今おっしゃられているのは、初年度で何もデータをつくっていないその間にどこかで支払うことができるかということでございますね。

○川澤専門委員 そうですね。まさに初年度は機器やプログラムの準備ということで一応現物が確認できるような何らかの、納品物ではないのですけれども、納品物に向けた中間的な現物確認ができるようなものがあるのであれば、そこを踏まえて一部を中間払いするといったようなことは可能なかということになります。

○高木課長 実際、成果物でお支払いをするというところでの会計で進めておりますので、そこは今、考えておりません。

○川澤専門委員 分かりました。

次に、細かい点なのですけれども、資料B-2の45ページの情報開示の部分で「従来の実施に要した人員」のところでは、特許庁の庁舎内の事業所について、24年度、25年度は同じような傾向なのですけれども、26年度については常勤職員の方が12名減っていらっしゃるということで、新規の方にとって、24年度、25年度の数字を参考にしたほうがいいの

か、果たして26年度の数字をベースに考えたほうがいいのか、少し迷われる部分があると思います。実際これからの事業を実施するに当たってどのぐらいの人員体制が想定されるのか、もしくは25年度から26年度の変動の理由、そのあたりは注で加筆いただいたほうがよろしいのかと思います。

○高木課長 そうですね。基本的には最新のデータを使っていただくというところと、人数の減った部分については、どういう形で減っているのかというところを確認しまして説明差し上げたほうがいいのか、あるいは最新のこれを使ってくださいというふうに説明するのかというところで判断させていただきたいと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

資料B-3の47ページで、こちらと同じように特許庁舎内の事業所については、特に職員の方は配置されていないというふうな、0、0と書いてあるのですが、業務フローを拝見しますと、基本的には庁舎内での業務は実施されていないということでよろしいのでしょうか。

○田上室長 1名までは出てこないの、多分、0.幾つが出てくると思うので、ちゃんと明記するようにします。

○川澤専門委員 分かりました。

○高木課長 今やっている事業者が同じところでやっているものですから、0.幾つを入れなかったというところでございます。御指摘のとおりでございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

最後に1点だけ、今回新たに参加される事業者にとっては、実際、庁舎内の事業所のスペースは分かるわけですが、どういった環境なのかというところがなかなか想像しにくい部分があると思います。現場視察のようなものを認めるかどうかというところはいかがでしょうか。例えば入札説明会の際にそういった視察も含めて行うとか、ほかの事業者がいらっしゃるであれということであれば、希望に応じてその対応を可能にするとかですね。

○高木課長 やはり新しく入る方は非常に気になる部分ではあると思いますけれども、特許庁舎内がまず一つセキュリティーで覆われている。今、データエントリーをやっているところについては、さらにセキュリティーがかかっております。中に入ると、外に出せない情報が山積みなので、そこは直接見ていただくということはできないので、大体のスペースであるとか、こういった機器を置きたいのだけれども、入るかという質問に丁寧に対応してという形でしていきたいと思います。中をお見せすることはできませんね。

○川澤専門委員 そのあたりは、説明会の際に実際どういう機器をどういう場所に置けるかというところの質問があれば丁寧に回答させていただくというようなことを補足いただくとよりよいのかなと思いました。

○高木課長 分かりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 今回の点、よろしいですか。例えば、こういう構造で、ここに柱があつてとか、そういう図面を示すことは可能でしょうか。

○高木課長 庁舎の図面を見せることは可能です。私の言いました庁舎の図面というのは、柱がここにあつて、どういう形をしていてという、そういった図面です。

○辻専門委員 もちろん、あまり詳細に過ぎるとまた防犯上よくないので、デフォルメしたもので構わないと思いますので。

○浅羽副主査 私から2点です。

1つはコメントで、まずコメントからなのですが、お話を伺っております、この業務は、一定のスピードを確保した上で、ミスが絶対許されない、もちろん漏えいも含めて許されないという業務であると理解しています。ただ一方で、先ほど分厚いマニュアル、それが10冊とかというような話にもあり、必ずしも応札される業者にすごいオリジナリティーとか何かを求めるものでもないという理解をしました。

そうした業務で総合評価落札方式をする場合で、今回いろいろと配点を見せていただいたのですが、これはコメントとしての印象なのですが、技術点の中の加点の部分の割合がちょっと大きいかないという印象を持っております。何でそうなのかといいますと、例えば10のマイナス6乗にあるように、きちんとやるということが強調されているのはすごくよく分かるのですが、加点のところでもその不備等をまたダブルチェックができるのか、国内に関して30点が加点で配点されている。この30点のところでも評価を拝見させていただくと、普通にやるというような配点と、すぐれているという配点の差が12点あります。加点で普通ですから、まあ、合格点ですね。合格点のところと、一歩上を行くところの差が12点です。

それに対して、価格のほうで予定価格対比で1割違ったケース、例えば予定価格100として90という札を入れた業者と80という札を入れた業者、この差は115点ですので、1割だと11.5点になります。そうすると、先ほどのもの、30点の1項目だけで1割の価格の差が吹っ飛んでしまうのかという印象があります。

別に私は価格を重視しろと言っているのではなくて、どちらかという技術点との割合、3対1はそんなものかなと思うのですが、基礎点をもっと充実させて、これぐらいはきっちりやっていただかないと困るところを強調した上で、それよりもさらにすごくいいものがあつたら加点してもいいとか、それぐらいのイメージかなというような感じを持っています。本当に価格の1割分を吹っ飛ばすぐらいの意味があるのであれば、それはそれでいいと思うのですが、そこまでのものがこの1項目だけでもあるかなという印象を持ちました。これはコメントですので、それに対してどのような印象をお持ちになられたかという程度でいいのですが、まずそちらを伺ってよろしいでしょうか。

○高木課長 今お出ししているところについては必ずしもまだ最終的な部分でもございませんし、いただいたコメントについては確かにおっしゃるとおりだと思います。特許庁と

すると安かろう悪かろうというのが一番困るところで、最低限プラスアルファを求めるところでこういった形に現在はしております。

○浅羽副主査 おっしゃることはすごくよく分かります。

○永井課長補佐 ちょっと補足だけさせていただきたいのですけれども、確かに加点と基礎点の割合というのは少し大きい。一方、加点の得点というのは、こちらからのメッセージだという捉え方をしております。要は、高い点というところはこちらがすごく意識している部分、重要視している部分ということです。そういう意味では、加点の中である程度重みづけさせていただきまして、結果的にセキュリティとか精度というところは高くなっているということです。一方で、おっしゃるとおり、全体とのバランスでどうなのだというのはあるのですけれども、こちらとしてはどこを重視しているというのを強く出したいということで、こういう点数の配分を今しているところでございます。

○浅羽副主査 おっしゃることはすごくよく分かります。ただ、私がちょっと気になったのは、こういうA、B、C、Dでつけた場合に、多少なりとも違いがあったら、多分、差をつけたくなると思うのです。というか、つけるべきだと思うのです。その差こそが大事だと。ただ、その差がそこまでのものなのかどうかということがバランス感覚としてどうなのかというのを印象として持ちました。先ほど最初に申し上げたように、まずきっちりやっていただく、しかも絶対ミスがあってはいけない、絶対とは言いませんけれども、本当はないほうがいい、漏えいなど絶対あっては困る、でもスピードは必要というようなものに関してこれが適当かどうかということは、可能であればまたお考えいただければと思います。ただ、私から、こうすべきだというようなものではない、言えるようなものではないので、その点は申しわけありません。

あと、これは簡単な質問になるところですが、先ほど無償貸与するスペースの話が出ていたのですが、従来のものが国内のもので110㎡それぞれであって、新しいものはそれぞれで90㎡ずつとなっています。減らす理由が何かあるのかということと、従来で110㎡掛ける2で220㎡を同じ業者が使っているのかどうか、それから、もし90㎡、90㎡というものを同じ業者が両方とも落とした場合には180㎡をお貸しするのか、それとも90㎡をあわせてできるのか、それとも110㎡とか120㎡ぐらいでできるものなのか。

国際出願のほうで受理官庁のほうは、70㎡、70㎡で、従来のものと今度お貸ししますと書いてあるのが同じで、まあ、そうだろうなと思ったのですが、指定官庁のほうは、30㎡を今度お貸ししますというのに対して、おそらくさっき人数のところでもあったので同じ理由かなと思うのですが、従来のところで平米が書いていなくて、もし同じ業者がやった場合には70㎡の中でやるのか、100㎡の中でやるのか、従来のレイアウト等の関係も含めてこちら辺のところがよく分からなかったので、御説明いただければと思いました。

○山崎課長補佐 平米数のところではございますが、現状の110㎡、一緒にやっているの、実際180㎡ぐらいだと認識しています。ただ、事業者がそれぞれ違うスペースになった場合に、例えば間仕切りを置くスペースとか、管理者的な方も置かれるので、少しふやしたほ

うがいいのではないかとというところで設定させていただきました。

庁内のスペース自体が、特許庁の建屋も限りがあるスペースでございまして、その中でできる限りのことをさせていただく。ただ、少なくとも、約という表現をさせていただきましたけれども、このぐらいのスペースは既存と比べても必要だろうという認識がありますので、ここは確保させていただく、ちゃんと間仕切りとかも入れさせていただくということです。

○浅羽副主査 今、御教示いただいた180㎡というのは、国際出願も含めての180㎡なのでしょうか。それともそこはまた別のところでやっているのでしょうか。

○田上室長 別なところですよ。

○浅羽副主査 それは別なのですか。そこは現状、100㎡とかでやっているという理解でいいのでしょうか。

○田上室長 はい。

○山崎課長補佐 現状は2つの事業というところで、国内と国際出願とあえて呼ばせていただきますが、国内のほうで180㎡でございまして。国際のほうで別紙3で。

○田上室長 7ページ目で70㎡です。

○山崎課長補佐 B-2の資料の受理官庁で70㎡で、これは足し算をしたスペースを案分で分けておりますので。

○浅羽副主査 イメージとして。

○山崎課長補佐 そうですね。70㎡ということになりますね。B-3の指定官庁というところには人員0という記載で、0.幾つというところで、そこにスペースがあるというのは書式上、論理矛盾が起きているのではないかとというところで、現状は一つの国際出願という中で70㎡の中でやっているということです。

○浅羽副主査 ということは、理解として、現状あるスペースを、もし業者が分かれたとしても、効率的に使っていただく。つまり、特許庁としてスペースを、賃料が発生するか、そういうわけではないですけども、もし賃料を取れるようなものとカウントしたとしても、分割することによって、そこでコストがふえるわけではないということですね。

○田上室長 そうですね。

○高木課長 おっしゃるとおりです。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。

2点お伺いします。

まず、1点が手数料に関する部分です。A-2の別紙5の56ページと57ページで、電子化手数料を後から納めていただくというお話がありまして、また別に電子化した場合に割引を受ける。手数料はかからないというパターンがありますというお話がありました。なぜわざわざ2つ違う処理をする必要があるのかというところに疑問を持ちました。なるべく全体的に業務そのものを効率化することが非常に大事と思ひまして、どうしても割引で

はなく手数料を別途課金する必要があるのであれば、そもそも特許の申請の段階で手数料を収入印紙か何かを購入し、それを添付して、それで特許の書面を受けるというシステムにすれば、別途課金処理をわざわざ行う必要がなくなるのではないのでしょうか、手数料を払ってくれなかったらまた催促を送るとか、そういう業務が非常にもったいないとか、余計な労力になっていると思いました。もともとどうしても課金でなければいけない場合、最初に課金できてしまえば、その分だけ仕事が発生すると思うのですが、結局、やはりお金を払っていただけなかったのもので、その特許は却下ということになると、そこまでに発生する業務量というのが出てしまい、非常にもったいないと思いました。どうしても課金処理が必要なのかというところを御説明いただければと思いました。

○高木課長 まず、課金ではなくて、通常の特許出願料金というのは、例えば特許出願するには幾ら幾らのお金がかかりますというところで特許法に乗っていきます。その前のデータエントリー料金というのは、紙で特許出願をして、データエントリーをして初めて特許法の土台に乗って審査が始まっていくということで、ちょっと別個なのです。

○生島専門委員 そうすると、紙で出た段階で別に電子化の業務自体は発生していないということですか。要は、お金が支払われてから電子化の業務が発生するのであればいいのですけれども、お金を払ってもらえなかったから却下ということになっても、無駄な業務が発生してしまうとしたら非常にもったいないとか、そこは何か工夫の余地があるのではと思ったのです。

○山崎課長補佐 課金のところ、貴重な御意見ありがとうございます。法令の仕組みが違うというのはあるにせよ、効率化という点で我々も、もっと効率的なやり方がないだろうか、国の収入の納め方の問題に行き着くのかもしれませんけれども、一回特許庁に全部お支払いいただいて、もう一回特許庁からその分を戻す。ただ、それは特許庁内の実費勘案手数料と我々はよく言っているのですけれども、特許庁内で受け付けてから登録するまでの流れの中で発生するコストに対してかけていく部分の手数料と、それから、データエントリーの手数料を一度に受け取るメカニズムというのが、御意見はありがたいところですが、そのところ、どうしても今、超えられないという難しいところです。

ただ、支払い方法については、より効率的にやっていくべきだというのは全く同感でございますので、そこは何か、よい知恵が今すぐに思い浮かばないのですけれども、引き続き考えてまいりたいと思います。

○生島専門委員 逆に、電子化する場合は割引をするというシステムが同じ特許庁の中であるのであれば、ベストプラクティスではないのですけれども、そちらのやり方をどうして意匠のほうでは使えてこちらでは使えないとか、なぜそういうことになってしまっているのかがちょっと分からなくて、きっと何かやりようがあるのではないかと思った次第でございます。

○高木課長 ありがとうございます。

○山崎課長補佐 そのとおりです。国際出願のほうで割引のメカニズムを用いています。

これは国際スタンダード的な、PCT条約がそういうのを要請しているものでございます。他方、現状の国内法につきましては、幾らかかるかという実費勘案手数料としてきっちり納めていただいておりますので、それから割り引くという少し国内法の論理としてはおかしくなります。この電子化手数料が、ちょっと言葉は適切ではないかもしれないですけども、プラスアルファでかかる費用として、このプラスアルファを手数料としてお支払い、お納めいただくということですね。本来、法的なメカニズム、料金施策とかになるのだと思いますけれども、それをするのであれば、このプラスアルファをそもそも乗せた額を手数料と規定して、例えば80円で今やっているのを100円にします、でも、オンラインで手続きされた方は80円で結構ですという法令の改正をしていくのだらうと思います。確かに先生おっしゃるとおりに、ユーザーのほうから見れば、こっちは割引でこっちはプラスしてというのは、背景にはそういう事情があるのですけれども、我々も何とか統一できればと考えています。ありがとうございます。

○生島専門委員 一般的に特許出願される方は法律にそんなに明るいわけではないと思うので、私などもそうですけれども、なぜという疑問を持ってしまうのかなと思いますし、非常にもったいない事業というか、無駄になるのを省けたらと思ひまして、御質問させていただきました。

○高木課長 ありがとうございます。

○生島専門委員 済みません。もう一点お伺いしたいのですけれども、登録情報処理機関のところちょっと分からないなと思っている部分がございます。こちらは28年4月1日に契約をした後で28年9月末までに登録してくださいということだと思ひますが、仮に審査に通らなくて登録が間に合わなくて、29年4月1日までに審査が通らなかった場合には、何かそれに対する措置というか、契約してしまっているところが1者であった場合にどうするのか、次点の人がいけるように何かバイパスを用意されているのか、その点をまずお聞きしたかったのです。

○高木課長 登録情報処理機関は9月末までということで書かせていただきました。資料A-2の18ページ目のところです。ここは落札者が決定しなかった場合というところで書いてあるのですけれども、ここはちょっと登録情報処理機関とは違うのですが、基本的には入札もできないというような期間的な状況になってきていることが想定されますので、ここに書いてありますように、随意契約でやっていかなければいけないと考えております。

○生島専門委員 随意契約ということになると、対象者としては前回の落札者の方、受注者の方というふうになるのか、それとも今回次点の方となるのか、そのあたりはどのようなのでしょうか。

○高木課長 現在、登録情報処理機関として登録されている機関になります。

○生島専門委員 審査登録がどれぐらいハードルの高いものなのか分からなかったのですが、もしそうであるとしたら、せっかく契約したのにこの後でだめになってしまうとしたらどうなのかなということをおもいました。

○高木課長 そういった意味では、まず公募の段階で、ちゃんと登録機関になっていただけるかどうか、こういったところもしっかり見きわめて対応していきたいと思います。ありがとうございます。

○生島専門委員 ごめんなさい。今、調べられなかったのですけれども、逆にこの登録機関というのはいつごろできたものなのですか。

○高木課長 平成2年12月から電子出願を始めておりますけれども、そのときにできております。

○生島専門委員 平成2年ですと、もう25年たっている間に登録機関は1者のみなのですか。

○高木課長 1者のみです。いつでも登録機関にはなっていたらということでホームページにも公表して、説明会でもそういったお話はさせていただいているのですけれども、現在のところ1者のみです。

○生島専門委員 このパワーポイントの資料でも「登録情報処理機関の拡大に向けた対応」ということだったのですけれども、登録情報処理機関にならなければいけないという合理性があまりよく分からなかったというか、守秘義務の問題としても、先ほど辻先生のほうからもございましたように、ほかの省庁も全て守秘義務が必要な非常に機密性の高い業務をやっていると思います。この業務に関して特別に別途、登録機関にならなければいけないという合理的な理由が私自身ちょっと不勉強でびんと来なかったのです。この登録機関ということがなくてはどうしてもいけないということがあまりはっきりしない以上、それがもしなかった場合、例えば契約してから1年間の準備期間もおそらく必要ではなくなるし、必要な守秘義務やプログラムとかに関しても別のやり方、実施要項の中でこういうプログラムを準備期間にやってくださいといった対処が可能になると思えました。それでどうしていけないのかというのがやはり腑に落ちなくて、もしかしてこの25年間1者しかなかったからもっとここに活躍してもらおうというお気持ちがあるのかもしれないのですけれども、本来この事業そのもののほうが大事なのであって、公的機関を活用することが本筋になってはいけないと思うのですが、全体のフローからするとそういう印象を受けてしまっていて、そのあたりどうかなと思います。

○高木課長 登録情報処理機関については、先ほど申し上げましたように、平成2年からずっとこの間、1者のみというところでございます。そのところについて、まず特例法の中で登録情報処理機関、ここでデータエントリー事業をやるというふうに定義されております。実際、登録情報処理機関が今までずっと2者も3者も出てこなかったというところは、やはりこの委員会でも御指摘されたように、登録情報処理機関になるために初期投資をしなくてはいけないというところで、そこはおっしゃるとおりなので、今度の変更で事業を契約したら登録情報処理機関にその後なっていただいて事業を進めていただくという形に変更させていただいております。

○生島専門委員 しょうがないのですかね。

○尾花主査 法律だから、法律を前提にこれを行っているので、そこは今、要項の審査のところで意見としてはいいと思うのですけれども、法律を執行する立場の方にとっては苦しい。

○山崎課長補佐 少し補足させていただきますが、ただ、法律は法律なのですけれども、当時、分科会の中でも、法律が厳し過ぎることによって参入障壁になっているのではないかという御議論をいただいたところです。そのときに、法律自身の要件の高さが問題ではなくて、先ほど申し上げたとおり、登録機関になるためには初期投資をせざるを得ない状況なのですけれども、それが入札の資格要件に定義されていて、とれるかとれないか分からないところに初期投資をかけて、落ちたらそれは全部むだになるという、そこは分科会のほうからも、法令が悪いのではなくて法令を運用している入札プロセスを見直すべきだろうということで、26年7月の閣議決定措置のところに入札プロセスを見直し結論を得るというのがバックグラウンドにありました。当方も検討させていただいて、はっきり契約がとれるという自覚をしていただいた後に準備していただくという形に変更させていただいた次第です。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○辻専門委員 遅くまで申しわけございません。手早く済ませようと思います。

先ほど、契約してしまった後に登録情報処理機関になれなかった場合の御懸念があったところなのですけれども、入札書を提出した後、入札審査の段階で要件を満たしたかどうかを見るのですね。ここでお伺いしたいのですけれども、登録情報処理機関の登録を認める権限を持っているのは特許庁長官ですか。ほかの方が持っているのでしょうか。

○山崎課長補佐 法令が手元にないのですが、特許庁長官です。官報公告までやるということになっております。

○辻専門委員 入札の審査の段階でほぼ内定みたいなイメージということですね。

○山崎課長補佐 そうですね。我々としても、契約してからなれないというのは両者にとってアンハッピーなことになりますし、行政全体、国にとってもインパクトが出てしまうところなので、入札審査で書類そのものは出していただく必要はないのですが、遵守証明書や誓約書というところで確実にできるというところを担保しつつ、登録情報処理機関の法的要件は維持させていただいて、きちっと後に審査させていただくという形でございます。

○辻専門委員 分かりました。

次ですけれども、資料B-3の7ページ目、先ほどの御説明の中で「(7)予定件数」の表の一番下、リクエスト管理ファイルが約24万9,000件ございます。これについてはあまり手間がかからないとおっしゃっていた記憶があるのですが、これは間違いないでしょうか。

○永井課長補佐 機械的な処理になりますので、人ががちがちパンチするというような業務ではございません。

○辻専門委員 初めて見る方は、この25万件という数字を見て、それだけでびっくりして

しまつて諦める可能性があるかと思ひます。もしできればここに星印マークをつけて、欄外に、実はこういう仕事です、それほどびっくりしないでいいですよみたいなことを書いていただけると参入障壁が下がるかなと思ひました。

それから、資料A-2の22ページ目、再委託に関して記載がございます。今回、再委託を許すとのことでございますけれども、私、先ほどから懸念しているのは、やはり特許情報でございますので、うまく違法行為をすれば、何十億円、何百億円という金銭的な利益が得られる業務でございます。そうすると、犯罪を犯す誘惑もかなり高く、そのような行為を厳しく事前に禁圧するべきではないかと考えるところです。

再委託先の義務について、再委託先に刑事罰がかかるのかどうかという部分に関心がございます。特例法の26条1項の構成要件を見ると、多分これは身分犯なのです。「登録情報処理機関の役員若しくは職員」と書いていますので、身分が限定されています。そうすると再委託先については刑事罰がかからないという理解でよろしいでしょうか。

○高木課長 法律上はかからないということです。

○辻専門委員 これは、業務の質、それから国益にもかかわってくる問題でございますので、もちろん再委託を全てなしにするという方法もあるかもしれませんが、このあたり、再委託先をどうやってコントロールするかという規定もできれば御検討いただければと思ひました。

最後ですけれども、受託業者が資料についてテキスト化をしますね。テキスト化をするに当たって、どんな手間がかかるか正確に彼らが知っている必要があると思ひます。たしか先ほど化学系の出願の話があったと思ひますが、化学系の場合、例えば化学式や構造式は、普通のファイルだと、ワードとかだとなかなかテキスト化できないと思ひます。ここでお伺ひしたいのは、化学系において構造式についてそれもテキスト化する必要があるのでしょうか。

○高木課長 こういった実際打てないようなものについてはイメージで処理しております。

○辻専門委員 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○尾花主査 長時間、済みません。何点か教えてください。

A-2の7ページなのですが、電子化手数料が最終的に支払ってもらえないときに回収不能のリスクを負うのはどちらになりますでしょうか。

○高木課長 事業を受託しているほう。

○尾花主査 その場合に、ここに「手数料の徴収に努める必要がある」という記載があるのですが、過去どのぐらい回収不能であったかのような情報というのは開示いただけるのでしょうか。御検討の一助として、回収できなかった場合に、入札金額の見積もりの前提になる情報かと思ひますので、開示できるものであればお知らせいただけたらと思ひます。

それから、14ページの入札のスケジュールのことです。登録情報処理機関に登録できるかどうかの情報を入札書類に書き込んでいただき、それで実質上、御庁のほうで事前審査

するような形になるだろうという見込みをおっしゃっていたのですが、入札公告から提出期限まで、お正月を挟みまして大体2カ月ですが、これが登録情報処理機関の入札を前提とする入札書類をつくる上で十分な期間とっておられるでしょうか。そうですというのであれば、それで構いません。

○高木課長 実際に物をそろえたりというところはなくて、あくまでもプランというところですので、そこは2カ月で間に合うと判断しております。

○尾花主査 分かりました。

次に、16ページです。先ほどの総合評価のときに、きちんとやってもらいたいので、加点項目を大きくして、よく見せてくださいという意味で、技術審査委員会がどういう構成でどのような配点になっているのかというようなものを、ここに書かなくてもいいのですが、入札説明会等で、例えば3人ですとか全員にこういうふうに与えますというようなことを御提案いただくと、新しい業者も審査が公正に行われると信じて安心して入札できるのではないかと思うので、その辺を書くのではなく現場で言っていただくといいのではないかと思います。

○高木課長 分かりました。

○尾花主査 それから、これはちょっと細かいのですが、22ページの契約の解除のところです。極めて限定的な、23ページのイ・ロ・ハという3つの条項に限定されているかのような記載だったのですが、これは契約書になったら、もうちょっといろいろな書き加えがされるというイメージで受け取ってもいいでしょうか。

○高木課長 契約書になるとこれ以外にも当然出てきます。

○尾花主査 書きますね。債務不履行だと解除ですというようなことだと思います。

そうすると、ちょっと気になりましたのが14ページのJISの認証の取得のところですか。おそらくこれは取得できなかったときには解除事由になるのではないかと思うのですが、登録情報処理機関のところでは事前に総合評価でご覧になる。JISの場合については、これも総合評価で見える欄があると理解しても大丈夫でしょうか。これは業務の開始のときになかったら解除するしかなくなるかと思うのですが、それを総合評価で見えるような欄ができておりますか。

○高木課長 総合評価のほうでも見ていきます。

○永井課長補佐 今どう考えているかといいますと、16ページを見ていただきたいのですが、けれども、トの「取得予定の者は、取得までの工程表及び平成29年4月までに取得する旨の誓約書」というところで、実は誓約書はあまり重く考えていなくて、取得までの工程表をきちっと出ささいということを考えておりました、要は、ここがきちっとしていないところはだめだろうというのを見ようとしています。いかげんに何とかとれるだろうというものでもないのですが、そこはきちっと会社内でセキュリティーの体制をつくっていただいて、主にコンサルタントを雇ってやっていくケースが多いのですけれども、雇って、こういう日程で審査を受けていく、社内の仕組みをこういうふうに変えていくということ

工程表を出させることによって判断しようとしております。

○尾花主査 そうすると、工程表の有無を総合評価項目一覧に組み込むということはされずに。

○永井課長補佐 セキュリティーのほうできちっとそれが出ていることを見るということをやっております。

○尾花主査 見るということなのですね。そこは、入札者の方が工程表はセキュリティーで何点と判断されるのか見て分かるようになっていきますか。

○永井課長補佐 済みません。今はそこは分かりません。基礎点になるのですけれども、ちょっとそこは記載レベルを検討させていただきたいと思います。

○尾花主査 セキュリティーのところで十分な工程表があることというのを1行加えていただくと、もうそこでよいかなど、今のお話だとそのような印象を受けました。

○永井課長補佐 分かりました。そういうふうに改善したいと思います。

○尾花主査 これは全体にわたってなので、今回、特許庁さんの場合だけではないのですが、23ページの延滞金というところで、近ごろは民法改正と言われていて、5%ではなくて3%から始まって変動するというようなのもあるので、これは契約の変更になるととても面倒くさいので、書式全体を変えたほうがいいのではないかと、これは特許庁さんに限定するものではございませんが、法定利率みたいな感じにするほうがいいのかというような気がいたします。

あと、おそらく総合評価をされるので、入札者の方は非常に気になっているかと思うのですが、26ページの別紙1の業務の目的の加点で、目的及び意義について具体的に記載されており、妥当なものであるかで10点加点が入るのですが、これはどこまで書くと10点になるのかというのはどんなふうに判断すればよろしいでしょうか。と申しますのは、非常に抽象的な気がしたので。

○永井課長補佐 まず、目的を書く意味としては、とるに当たってきちっと勉強していただきたいというのが一番大きいのですけれども、実施要項の中に特例法の条文を引用している部分は何カ所か出てきます。それについて、それぞれ引用してあるかということを見せていただきたいと思います。我々は、特例法に関してはこちらでつくっている法律でございますので、中身はきちっと分かっておりますので、その関連性について、もちろん業者の方が勉強される範囲内だとは思いますが、10点の中で配点がもう決まっておりますので、こういうことが書いてあればというのを少しガイダンス的なものをつくらせていただいて、委員の方に配るといようなやり方で対応しようと思っております。

○尾花主査 そうすると説明会のところで、もう少し細かい配点表が決まっています、それを基準に部分によっては画一的な判断を想定していますというようなことを御説明いただくという感じになりますか。

○永井課長補佐 そうです。ある程度画一的になると思います。もちろん、最終的には主観的な部分がどうしても入ってきてしまうと思うのですが、絶対評価していただく部分の

中で、この説明の中に何条何条というのが何カ所か出てきていますので、そういう部分についてきちっと拾っていただいて、今回の業務とどう関係があるかということも部分部分に書いてありますので、それをまとめていただくようなイメージでございます。

○尾花主査 分かりました。

最後に、28ページの評価項目の「6. 経営基盤・管理体制」です。「業務遂行のための経営基盤を有していることが記載されているか」とか「一定以上の資金・設備を有しており、経営処理能力に優れていることが記載されているか」というところについては、どう書けばよいのか悩むのと、基礎点で経営基盤をどのぐらい持っていればクリアできるのかということについてはどのような御判断でしょうか。

○永井課長補佐 これは資料にはないのですけれども、まず基礎点的には、赤字企業ではない、また単年度赤字であっても別にだめな企業というわけではないので、そういう意味では、負債を抱えていないような企業であるということがある程度きちっと記載されていれば基礎点については大丈夫だと思っております。

加点なのですが、もちろん中小さんに入っていたきたいのもあるのですけれども、一方で、途中で潰れたということはもちろんあってはならないことなので、そういう意味では、10点の範囲内なのですが、より経営基盤が安定しているところはそれなりに高い点数をとということで考えております。

○尾花主査 分かりました。

○辻専門委員 申しわけございません。最後でございます。

先ほど申し上げた再委託先に対して守秘義務が課せられるか、それから、守秘義務に対する罰則が懲役1年以下または罰金50万円以下の論点にかかわることなのですけれども、立法論にかかわってしまうかもしれず恐縮なのですが、記憶で申し上げますので正確ではないかもしれませんが、同じく国益を守る法律として自衛隊法とかございまして、自衛隊員のみならず民間事業者を主体とした守秘義務を課していた記憶がございます。さらに、罰則についても1年以下という比較的緩いものではなく、もっと厳しい峻烈な罰則を設けていた記憶もがございますので、そのあたり、類似の立法例を見た上で、この特例法についても、いろいろ立法事実がちゃんとあるかどうか分かりませんが、改正の要否も含めて今後検討いただければと考えております。

以上です。

○高木課長 ありがとうございます。確認して検討させていただきます。

○尾花主査 最後に、また追加で申しわけないのですけれども、今までは一般社団法人が継続受注されていたので、業務の遂行の仕方についてはお互い知り得た感じだとは思いますが、新しい業者の場合は、例えば御庁舎内の部屋の使い方を、24時間使おうとか、いろんなものを入れて電気代もすごく使ってしまうとか、いろいろなことを考えるかとは思いますが、もし御庁のほうで想定している利用方法というのがセキュリティー上あるのであれば、そんなことを書くといくらでもない量になると思うので、実施要項自体に細かく書

く必要はないと思うのですが、新しい業者が万が一入ってきたときに御庁のセキュリティ  
一等で支障が生じないように、やってもらっては困るようなことは説明会等で御説明にな  
られたほうが、予想外な方が予想外の業務を前提に入札されてこなくていいかなと思いま  
した。

○高木課長 御指摘ありがとうございます。確かに特許庁舎を使うところでも条件がござ  
いますので、そういったところについては説明会の場で説明していくように考えていきま  
す。

○尾花主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、今後実施される予定の意見募集  
の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いま  
す。

特許庁におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項(案)に対  
する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項が  
ございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付してい  
たきます。

本日はありがとうございました。

○高木課長 どうもありがとうございました。